

建設工事の提出書類における押印の省略について

令和4年（2022年）4月1日

総務部契約検査課

受発注者双方の業務効率化及びデジタル化に向けた取り組みとして、一部書類について、押印を省略できることとしておりましたが、新たに書類を追加し以下の取扱いにより押印を省略できることとしました。

なお、この取扱いについては、あくまでも提出書類の押印を省略できることとするものであり、従前のとおり押印した書類で提出することは可能です。

1 押印を省略できる書類

- ・ 工程表
- ・ 現場代理人及び主任・監理技術者等選（改）任通知書
- ・ 下請負人通知書
- ・ 支給材料等事故報告書
- ・ 残材返品調書
- ・ 条件変更等通知書
- ・ 工事目的物引渡書

新たに追加した書類

- ・ 現場発生材報告書
- ・ 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況通知書
- ・ 履行期限延長申請書
- ・ 一部履行届
- ・ 中間前金払要件認定申出書
- ・ 工事履行状況等報告書（中間前金払用）
- ・ 工事完成届
- ・ 工事成績評定に係る説明請求書

2 押印を省略する場合の取扱い

当該書類に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載したうえで PDF 等で出力し、電子メールに添付し提出してください。なお、直接持参し提出する場合は、押印された書類を提出してください。

※確認のため、記載された連絡先に連絡する場合があります。

3 適用日

令和4年（2022年）4月1日以後に契約する建設工事から適用しますが、同日前に契約したものにおいても、押印の省略をしても差し支えないこととします。